

## 審査基準及び標準処理期間

令和4年5月13日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第108条の4第1項
処分の概要	指定講習機関の指定
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法第108条の4第1項（指定講習機関の指定） 第2項（指定の申請） 第3項（指定の欠格事由） 指定講習機関に関する規則第1条（指定講習機関の指定） 第2条（指定の申請） 第5条（運転適性指導員） 第6条（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準） 第7条（運転習熟指導員） 第8条（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準） 第8条の2（若年運転者講習を行う指定講習機関の基準）
審査基準	別紙のとおり。
標準処理期間	30日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	交通部 運転免許課 講習第二係 交通部 運転免許課 講習第三係
問い合わせ先	交通部 運転免許課 講習第二係（電話 06-6908-9121 内線264） 交通部 運転免許課 講習第三係（電話 06-6908-9121 内線236）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。